

香芝市告示第122号

香芝市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

香芝市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和8年告示第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
(給付対象費用及び限度額) 第3条 補足給付の対象となる費用は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第54条の2に規定する食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用に係る実費徴収額とし、補足給付費の限度額は、施設等利用給付認定子ども1人につき月額 <u>5,100円</u> とする。	(給付対象費用及び限度額) 第3条 補足給付の対象となる費用は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第54条の2に規定する食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用に係る実費徴収額とし、補足給付費の限度額は、施設等利用給付認定子ども1人につき月額 <u>4,900円</u> とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。